

「外国人の日本語教育に関する実態調査-地域における日本語教育を中心として-」の結果に基づく通知に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要

【通知先】文部科学省（文化庁） 【通知日】令和5年1月20日 【回答日】令和6年2月20日



背景と目的

- ◇ 我が国における在留外国人数は、令和4年6月時点で約296万人と過去最多を記録
- ◇ 令和元年6月に日本語教育の推進に関する法律が施行され、外国人等に対する日本語教育に係る施策の実施は国や地方公共団体の責務に
- ◇ 一方、日本語の学習を希望する外国人等が必要とする日本語教育は一様でなく、また、日本語教育を担う人材等の地域による偏りなど、日本語教育の状況は地域差が大きい

➤ **日本語教室の開催の参考となる取組や求められる国の支援内容などを把握するため、地方公共団体の実情・意見要望などを調査**



「都道府県に対して情報提供をはじめ、必要な支援を実施すること」などを文化庁に通知



改善措置

- 都道府県等における日本語教育活動を支援する補助事業（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）の拡充
- 地方公共団体に対し、ニーズ把握等の事例、オンライン活用に関する先進的な取組、ノウハウ等について情報提供
- 外国人が独学で学習できる文化庁の日本語学習サイトのコンテンツの拡充

1. 地方公共団体における日本語教育施策の推進（都道府県による支援等）

通知（調査結果）

- 都道府県が市町村の要望を踏まえた支援を実施できるよう、都道府県に対し、情報提供をはじめとした必要な支援を実施すること。

<調査結果>

- ・ 都道府県がコーディネーターを市町村に派遣し、アンケート調査や教育カリキュラムの作成等を支援した結果、外国人の要望に合わせた日本語教室が開催されるなど、文化庁の補助事業（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）を活用した都道府県による支援が成果を上げている例あり
- ・ 一方で、管内市町村から支援を求める声を把握しつつも、ノウハウ不足を理由に、市町村への支援を十分に検討できていない都道府県あり

文化庁の改善措置状況

➤ 補助事業の拡充

- ・ 都道府県が市町村の要望を踏まえた支援を実施できるよう、補助事業（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）について、より質の高い体系的な日本語教育を実施する場合には、補助率を1/2から最大2/3に引き上げるなど、取組を拡充

➤ 先進事例の展開

- ・ 地方公共団体の日本語教育担当者を対象とした会議や上記補助事業に関する報告書等（今年度中に公表予定）において、先進的な取組事例等（都道府県が上記補助事業を活用し、市町村と連携の上、モデルとなる日本語教育を提供した事例等）について周知し、ノウハウを共有

2. 地方公共団体における日本語教育施策の推進（ニーズの把握、オンライン活用）

通知（調査結果）

- 市町村が個々の外国人等のニーズ把握を的確に実施できるよう、具体的に把握すべき事項やノウハウ等について情報提供を行うこと。

<調査結果>

- ・ ニーズを踏まえ、外国人等が希望する開催曜日や授業内容を反映したカリキュラムを作成した例あり
- ・ 一方で、調査で最低限把握すべき事項が分からないなど、ニーズ把握に苦慮している市町村あり

- 今後、オンライン講座の活用に向け、地方公共団体における取組の実態や課題を把握し、その上で、支援方策を検討し、地方公共団体に示すこと。

<調査結果>

- ・ オンライン講座を実施しているのは7/20市町村
- ・ 市町村等からは、オンライン講座は居住地域に制限されずに参加できるため有効とする意見がある一方、人員やノウハウがなく、市町村単位に限らない運用を求めるとするなどの意見あり

文化庁の改善措置状況

➤ 先進事例の展開

- ・ 地方公共団体の日本語教育担当者等を対象とした会議やセミナー、日本語教育環境を強化する事業に関する補助事業の報告書等（今年度中に公表予定）において、ニーズ把握を実施している地方公共団体の事例や、オンライン活用に関する先進的な取組事例等（目的に合わせた調査方法、調査実施における留意点、オンラインを活用した教育の種類、オンラインを活用する際の留意点等）を周知し、ノウハウを共有

➤ 地方公共団体における取組の実態や課題の把握

- ・ 地方公共団体にオンラインによる日本語教育の実施の有無、実施に至った理由などを確認・把握

➤ 日本語学習サイトの対応言語数・内容の充実

- ・ 地方公共団体でオンライン講座を実施することが難しい場合に、外国人が独学で学習できるよう、文化庁のホームページで公開している日本語学習サイトの対応言語数を増加（18言語）させ、動画等のコンテンツも拡充

※ なお、今後の地域における日本語教育の取組については、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」に示されたKPI指標（都道府県等と連携して日本語教育を行う市区町村等の数、日本語学習サイトへのアクセス数等）に照らし、毎年点検が行われる予定



外国人の日本語教育に関する実態調査―地域における日本語教育を中心として― の結果に基づく通知に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和3年9月～5年1月
- 2 対象機関
調査対象機関 文部科学省（文化庁）
関連調査等対象機関 都道府県（9）、市町村（20）、日本語教室運営団体（13）、市町村国際交流協会（8）、町内会・自治会（8）、関係団体（1）

【通知日及び通知先】 令和5年1月20日 文部科学省（文化庁）

【回答年月日】 令和6年2月20日 ※ 改善状況は同日現在

【調査の背景事情】

- 我が国における在留外国人数は、平成24年以降、増加傾向をたどり、令和4年6月時点で約296万人と過去最多を記録した。また、我が国で就労する外国人も令和3年10月末時点で約173万人と過去最多を記録している。
- 令和元年6月には、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）が施行され、国や地方公共団体の責務として、外国人等に対する日本語教育に係る施策を実施することが定められた。政府は、この法律に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）を策定し、日本語教育の推進の基本的な方向や具体的施策例等を示している。
- 文化庁では、この基本的な方針を踏まえて、地方公共団体による地域の実情に応じた日本語教育の推進を図るため、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を実施し、都道府県や政令指定都市が実施する日本語教育環境を強化する取組を支援するとともに、日本語教室が開催されていない地域を対象とした日本語教室の立ち上げを支援している。
- しかしながら、前述の「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」においても、日本語の学習を希望する外国人等が必要とする日本語教育は一様でなく、また、外国人等の集住地域や散在地域があることや、日本語教育を担う人材等の地域による偏りなど、日本語教育の状況は地域差が大きくなっていることが指摘されている。
- 本調査は、地方公共団体における日本語教育施策の取組状況等の実態を明らかにし、地域における日本語教育を推進するための国の支援の在り方の検討に資するために実施したものである。

通知事項等	文部科学省（文化庁）が講じた改善措置状況
<p>◇ 都道府県による市町村への必要な支援の実施 （通知要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>都道府県が市町村の要望を踏まえた支援を実施できるよう、都道府県に対し、情報提供をはじめとした必要な支援を実施すること。</p> </div> <p>（説明）</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」において、国は、都道府県及び指定都市が行う、総合調整会議や総括コーディネーターの設置、日本語教室の実施、行政職員や地域住民に対するやさしい日本語の研修等の地域日本語教育の総合的な体制づくりを支援するとともに、ノウハウの提供、地方公共団体の日本語教育担当者との情報交換による日本語教育の状況把握及び地方公共団体間の情報交換の機会の提供等に取り組み、全国において地域日本語教育を推進するとされている。 ○ 文部科学省に設置されている文化審議会国語分科会は、「地域における日本語教育の推進に向けて－地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について－」の中で、日本語教育施策において都道府県に期待される取組として、「域内の日本語教育の体制整備」を挙げている。 <p><調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が市町村にコーディネーターを派遣し、アンケート調査や教育カリキュラムの作成等を支援した結果、外国人の要望に合わせた日本語教室が開催されるなど、文化庁の補助事業を活用した都 	<p>→ 都道府県が市町村等の要望を踏まえた支援を実施できるよう、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」（都道府県・政令指定都市向け補助事業）について、より質の高い体系的な日本語教育（注1）を実施する場合の補助率を2分の1から最大3分の2に引き上げるなど、令和5年度に当該事業の拡充を図った。</p> <p>（注1）令和3年度に文化審議会国語分科会が取りまとめた「日本語教育の参照枠」（日本語教育を受ける全ての人々が参照できる日本語の学習・教授・評価のための包括的な枠組み）に基づく「生活 Can do」（国内に在住する外国人が日常生活の様々な場面において日本語で行うことが想定される言語活動を例示したもの）を活用した、生活に関する日本語教育プログラムの開発・編成等を目的とした取組</p> <p>また、外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業の一環として、令和5年3月及び10月に開催した都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議において、都道府県及び政令指定都市に対して上記事業の活用をより一層推進するため、事業内容や先進的な取組事例（注2）の周知・共有を図った。</p> <p>（注2）青森県の委託を受けた公益社団法人青森県観光国際交流機構が大学と連携して、地域の日本語教室等で文法などを指導できる人材の育成を行う「日本語指導サポーター養成講座」を開催し、育成した人材を日本語教室空白地域等で活用している事例等の周知・共有が図られた。</p>

通知事項等	文部科学省（文化庁）が講じた改善措置状況
<p>道府県による支援が成果を上げている事例がみられた。</p> <p>○ 一方で、調査対象9都道府県のうち、2都道府県では、ノウハウや人員の不足により、域内の日本語教育のニーズ把握（以下「域内のニーズ把握」という。）や体制整備に関する市町村への支援を行っていなかったが、うち1都道府県では、域内市町村の多くが日本語学習支援は必要と認識していないことや、ノウハウや人員不足の課題を持つことを把握していた。くわえて、当該都道府県内の市町村の中には、上記課題を解決するために都道府県による支援を受けたいという意見が聴かれた。</p>	<p>このほか、現在作成中の地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業に係る事例報告書や地域日本語教育スタートアッププログラム報告書「日本語教室立ち上げハンドブック5」において、各自治体における日本語教育の体制づくりに係る事例や日本語教育の取組事例等（注3）を掲載し、令和5年度中に地方公共団体に配布する予定である。</p> <p>（注3）地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業に係る事例報告書には、都道府県が間接補助を活用し、市町村が行う日本語教育に関する取組に補助金を交付した事例や、都道府県が市町村と連携し、モデルとなる日本語教育を提供した事例等が掲載される予定</p> <p>なお、令和5年度における都道府県の取組として、京都府及び島根県では、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業を活用し、新たに市町村に対する財政支援（間接補助）を実施している。</p>
<p>◇ 個々の外国人等に対するニーズ把握の実施 （通知要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>市町村が個々の外国人等のニーズ把握を的確に実施できるよう、具体的に把握すべき事項やノウハウ等について情報提供を行うこと。</p> </div> <p>（説明）</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 文部科学省に設置されている文化審議会国語分科会は、「地域における日本語教育の推進に向けて―地域における日本語教育の実施体</p>	<p>→ 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業の一環として、令和5年3月に開催した都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議において、地域のニーズの把握についてテーマとして設定し、地方公共団体の担当者間でそれぞれの地域の取組状況について意見交換を行うことにより、外国人等の働き方に応じた質問項目（希望する日本語教室の開催時間や場所など）の設定や企業と連携したインタビュー調査の実施</p>

通知事項等	文部科学省（文化庁）が講じた改善措置状況
<p>制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について」の中で、日本語教育施策において市町村に期待される取組として、「個々の外国人等のニーズ把握」を挙げている。</p> <p>＜調査結果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の外国人等のニーズ把握を実施しているのは、調査対象市町村の半分未満（4／20 市町村） ○ 個々の外国人等のニーズ把握を実施している市町村の中には、把握したニーズを踏まえ、外国人等が希望する開催曜日や授業内容を反映したカリキュラムを作成している事例がみられた。 ○ 一方で、ニーズ把握の必要性や具体的に把握すべき内容が分からない、ニーズを把握するためのノウハウ（調査対象とする外国人等の発掘・選定、質問項目の設計・多言語翻訳）がないとして、個々の外国人等のニーズ把握に苦慮している市町村もみられた。 	<p>などの事例のほか、ノウハウの共有を図った。</p> <p>また、「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業の一環として、令和 5 年 11 月に開催した日本語教室開設に向けた研究協議会において、有識者による講演とともに、小豆島町（香川県）、倶知安町（北海道）、新庄市（山形県）の事例紹介を実施し、ニーズ把握の実施方法や施策への反映方法について情報提供した（注 4）。</p> <p>（注 4）研究協議会では、北海道倶知安町の取組事例として、観光地であることにより受け入れている就労者（短期滞在者）と、もともと在住する生活者としての外国人（中長期滞在者）、双方の個々のニーズに応じて開設した二つの日本語教室開設の取組等の紹介が行われた。</p> <p>さらに、同事業において、市町村等における日本語教室の立ち上げを支援する地域日本語教育スタートアッププログラム（教材作成等に係る経費の支援など）を実施しており、個々の外国人等のニーズを反映した日本語教室の開設を支援している。また、把握した個々のニーズのうち、「特定の課題に対する学習ニーズ（以下「特定のニーズ」という。）」に対応する先進的な取組の創出・普及を行う「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業（地域日本語教育実践プログラム）においても、ニーズに合った日本語教育プログラムの展開例を示している（会話はできても読み書きができない外国人のために、従来の会話中心の指導方法ではなく、文字学習中心の指導方法を実践する取組等）。</p> <p>このほか、現在作成中の地域日本語教育の総合的な体制づく</p>

通知事項等	文部科学省（文化庁）が講じた改善措置状況
	<p>り推進事業に係る事例報告書や地域日本語教育スタートアッププログラム報告書「日本語教室立ち上げハンドブック 5」において、域内のニーズ把握や個々の外国人等のニーズ把握に係る事例、有識者による講演内容等を掲載（注 5）し、令和 5 年度中に地方公共団体に配布する予定である。</p> <p>（注 5）日本語教室立ち上げハンドブック 5 には、日本語教室の開設に向けたニーズ把握調査の方法や調査実施における留意点等に関する有識者の講演内容が掲載される予定</p>
<p>◇ オンラインを活用した日本語教育の実施 （通知要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>今後、オンライン講座の活用に向け、地方公共団体における取組の実態や課題を把握し、その上で、支援方策を検討し、地方公共団体に示すこと。</p> </div> <p>（説明）</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」において、日本語教室空白地域等に在住し、日本語教室に定期的に通うことが困難な外国人等のために、生活場面に応じて日本語を自習できる日本語学習教材（ICT教材）の開発を進め、提供を行うとされている。 ○ 「意見書～共生社会の在り方及び中長期的な課題について～」(令和 3 年 11 月外国人との共生社会の実現のための有識者会議)において、オンラインの特性や既存の ICT教材開発の知見もいかしながら、オンライン講座等の実施を検討する必要があるとされている。 	<p>→ 「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業の一環として令和 5 年 1 月に開催した「日本語教室開設に向けた研究協議会」(対象：地方公共団体、国際交流協会等)において、オンライン活用に関する有識者の講演とともに、石川県、愛媛県、浜松市の事例を紹介し、研究協議会に出席した地方公共団体に対しオンライン講座の活用促進に向けて情報提供した（注 6）。</p> <p>（注 6）研究協議会では、浜松市の取組事例として、同市と日本語教員養成課程を有する大学が連携し、学生を活用したオンラインによる日本語教育を市内の空白区（日本語教室が実施されていない行政区）を対象として実施している事例等が紹介された。</p> <p>また、外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業の一環である都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議の開催に当たり、事前に各地方公共団体に対して、日本語教</p>

通知事項等	文部科学省（文化庁）が講じた改善措置状況
<p>＜調査結果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン講座を実施しているのは、調査対象市町村の半分未満（7/20 市町村） ○ オンライン講座を実施している市町村等からは、オンライン講座は居住地域に制限されずに参加できるため有効とする意見がある一方、「大人数での授業の場合、一方的な説明となりやすく学習支援が難しい」、「手元が見えないため、読み書きの授業の場合、何に困っているか分からない」など受講者とのコミュニケーションが困難であることを理由に、オンライン講座を新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた暫定的な措置としている市町村もみられた。また、オンライン講座の推進に当たっては、文化庁が提供しているオンラインの教材の充実や活用方法の周知、地方公共団体や日本語教室運営団体におけるオンライン講座のノウハウの獲得が必要とする意見も聴かれた。 ○ オンライン講座を実施していない市町村等からは、人員やノウハウがなく、国や都道府県による市町村単位に限らない運用を求める意見が聴かれた。 	<p>育に関する取組状況を照会し、オンラインによる日本語教育の実施の有無や実施に至った理由などを把握している。その上で、令和5年3月に開催した同連絡会議においては、オンラインの活用についてテーマとして設定し、事前の照会で把握した実態や課題（注7）も踏まえ、地方公共団体の担当者間でそれぞれの地域の取組状況について意見交換や、取組事例（オンラインで圏域に日本語教育を提供している事例や日本語学習支援者に対してオンラインを活用するためのノウハウ支援を行っている事例など）の紹介を通じて、ノウハウの共有を図った。</p> <p>（注7）地方公共団体からは、「市町村等がオンライン形式の日本語教室を開催するための見えないという実情があり、その課題を解決するためにオンラインによる日本語教育の提供及び日本語教室実施方法のモデルを示す必要がある」、「オンラインの日本語指導においては、学習者に対するきめ細かなフォローの実施に難しさがある」といった実態や課題が聴かれた。</p> <p>さらに、「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業の一環として、令和5年10月に開催した空白地域解消推進セミナーにおいて、セミナーに参加した地方公共団体の担当者に対して、オンライン講座を活用する長野市及び周辺市町村の事例（注8）を紹介した。</p> <p>（注8）空白地域解消推進セミナーでは、長野県内の取組として、近隣の3市4町2村が協定を結び連携する「長野地域連携中枢都市圏」において、長野地域連携中枢都市圏ビジョンを策定し、「広域連携による多文化共生推進事業」の中でオンラインを活用した日本語教育を実施している事例等が紹介された。</p>

通知事項等	文部科学省（文化庁）が講じた改善措置状況
	<p>くわえて、令和5年度には、文化審議会国語分科会において、ICTを活用した日本語教育の在り方に関する検討を開始した。この中で、日本語教育におけるオンラインの活用の現状や課題についても議論が行われる予定である。</p> <p>このほか、上記連絡会議などを開催する中で把握したオンライン講座の活用に向けた課題も踏まえ、地方公共団体にオンライン講座を実施することが難しい場合に、外国人が独学で学習できるよう、日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」（通称：つなひろ）の対応言語数を増加（注9）させるとともに、動画等のコンテンツの拡充を図った。</p> <p>（注9）対応言語数は、令和5年12月時点で18言語</p> <p>また、現在作成中の地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業に係る事例報告書や地域日本語教育スタートアッププログラム報告書「日本語教室立ち上げハンドブック5」において、オンライン講座の活用に係る事例や、上記連絡会議等で紹介した有識者の助言等を掲載（注10）し、令和5年度中に地方公共団体に配布する予定である。</p> <p>（注10）日本語教室立ち上げハンドブック5には、オンラインを地域における日本語教育に活用する場合のポイントや、オンラインを活用する際の留意点等に関する有識者の講演等が掲載される予定</p> <p>なお、地域における日本語教育の取組については、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において策定された「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（令和4年6月14</p>

通知事項等	文部科学省（文化庁）が講じた改善措置状況
	<p>日策定。令和5年6月9日一部変更)に示されたKPI指標(注11)に照らし、実施状況や進捗等について、毎年点検が行われる予定である。</p> <p>(注11)「地域日本語教育の総合的な体制づくりを通じて、都道府県等と連携して日本語教育を行う市区町村等の数」、「日本語学習サイトへの年間アクセス数対前年度2%増。令和8年度終了時点で10%増(150万アクセス到達)」等</p>
<p>◇ 所要の手續に基づく日本語教育実態調査の実施 (通知要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>文化庁が実施している「日本語教育実態調査」については、民間の日本語教育機関等についても調査対象に含まれているほか、調査結果から専ら統計を作成し、利用している実態もあることから、総務省の事前承認が必要な一般統計調査に該当すると考えられ、文化庁は統計法（平成19年法律第53号）に基づく所要の手續を行うことが求められる。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 行政機関の長は、一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないとされている（統計法第19条）。</p> <p><調査結果></p> <p>○ 文化庁は、国内の外国人等に対する日本語教育の現状を把握するため、昭和42年以来毎年継続して「日本語教育実態調査」を実施している。当該実態調査については、民間の日本語教育機関等について</p>	<p>→ 「日本語教育実態調査」については、統計法に基づき、総務省と所定の協議を行い、令和5年3月に実施に係る承認を受けた。今年度の調査については、令和5年11月末に調査対象となる地方公共団体や日本語教育機関等に対して調査依頼を発出した。</p>

通知事項等	文部科学省（文化庁）が講じた改善措置状況
も調査対象に含まれているほか、調査結果から専ら統計を作成し、利用している実態もあることから、総務省の事前承認が必要な一般統計調査に該当すると考えられる。	